

宮崎市市役所改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市職員の意識改革並びに仕事及び働き方改革の推進を目的として、市役所改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る取組に関すること。
- (2) 行革・働き方改革の推進に係る取組に関すること。
- (3) 内部統制の推進に係る取組に関すること。
- (4) その他市役所改革の推進に係る取組に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長、副委員長は副市長を、委員は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、総務部の事務を担当する副委員長が職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 推進委員会を補佐し、委員長の指示する事項を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は市役所改革推進課長を、副幹事長は人事課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し議長となる。
- 5 幹事長が不在のときは、副幹事長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、総務部市役所改革推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(宮崎市行政改革推進本部設置要綱の廃止)

- 2 宮崎市行政改革推進本部設置要綱(平成7年6月1日施行)は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

区 分	職 名
委員長	市長
副委員長	副市長
委 員	教育長 上下水道局長 企画財政部長 総務部長 危機管理部長 税務部長 地域振興部長 環境部長 福祉部長 子ども未来部長 健康管理部長 農政部長 観光商工部長 建設部長 都市整備部長 佐土原総合支所長 田野総合支所長 高岡総合支所長 清武総合支所長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長 教育局長 消防局長

別表第2 (第5条関係)

区 分	職 名
幹事長	市役所改革推進課長
副幹事長	人事課長
幹 事	<u>企画政策課長</u> <u>財政課長</u> 都市戦略課長 <u>総務法制課長</u> <u>情報政策課長</u> <u>契約課長</u> 危機管理課長 納税管理課長 地域コミュニティ課長 環境政策課長 福祉総務課長 子育て支援課長 保健医療課長 農政企画課長 観光戦略課長 土木課長 都市計画課長 佐土原総合支所地域市民福祉課長 田野総合支所地域市民福祉課長 高岡総合支所地域市民福祉課長 清武総合支所地域市民福祉課長 <u>会計課長</u> 議会事務局総務課長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長 教育委員会企画総務課長 上下水道局総務課長 消防局総務課長

※幹事は、各部局の調整課の課長、各部局の内部統制における事務の確認・点検の役割を有する課の課長（___の課長）及び都市戦略課長